

## 「水・物質循環系の健全化に向けた流域管理のあり方について(案)」に対する主な意見と対応方針

平成19年9月7日(金)から平成19年10月5日(金)まで、意見募集を行いましたところ、23名から御意見をいただきました。主な意見の概要及び対応方針は以下のとおりです。

章・節	主な意見・提案	対応方針
1-1②	身近な水辺の生き物が消えてしまったことを強調すべき 水辺の喪失はかつてはどこにでも生息していた身近な生き物の住みかを奪い、環境教育の原点である子どもたちが生き物とふれあう場を喪失させた意味は大きい	指摘を踏まえ修正
1-1④	し尿量の増加が、病原生物による健康影響の原因とは言えないのではないか 量の問題ではないのではないか	指摘を踏まえ修正
1-1④	「また、人口増加に伴い、……(中略)……合流式下水道区域では、雨天時にし尿を含む未処理下水が放流されるため、人の健康への影響が特に懸念される。」の部分については、ここでは削除すべきである。 「特に懸念される」とあるが、その根拠となる公衆衛生上の知見はなく記述の根拠がない。	指摘を踏まえ修正
1-3	流域圏の考えに温室効果ガスの問題リンクさせる理由が不明なためリンクさせるべきではない	指摘を踏まえ修正
2	「関係省庁を超えた国レベルの制度検討等が必要である」旨を強調して記述すべきである。	指摘を踏まえ修正
2-1(2)	地域の最適解の重ね合わせが必ずしも流域全体の最適解とならないのは、例えばどういう場合をさしているのか分かりにくい。	(2)の指摘については、具体例を提示する。
2章全体	最適解は時間軸によっても相違があり、将来の姿として描く最適解と時間的、財政的制約の中で当面出来る中期的な最適解とのギャップがある。後段に時間管理概念の話が出てくるが、アプローチのための視点のひとつとして言及してもいいのではないか。 例えば流総計画は、将来の最適解に固執してしまいがち。後段に時間管理概念の話が出てくるが、アプローチのための視点のひとつとして言及してもいいのではないか。	指摘を踏まえ、2.において、必要に応じて段階的に最適解を設定することも検討すべき旨記載。
2章全体	2-1. は、行政の場について述べ、2-2. は住民とのかかわりについて述べているが、この2つ、つまり行政と住民を統合したあり方論にまで踏み込むべき。	2-1と2-2の違いは、課題の広がりの違いであり、前者は地域間の利害関係の調整も必要となる。両者ともに行政と住民の関わりについて記載している。
3-1	「また、合流式下水道区域では、雨天時にし尿を含む未処理下水が放流されることによる水域汚染が社会問題化しており、その早急な対策が必要である。」について「また、合流式下水道区域では雨天時に放流される未処理下水が公用水域の汚濁の一因となっており、早急な対策が必要である。」と修正すべき。 雨天時の合流式下水道の放流が社会問題化したのは、オイルボール漂着に代表されるゴミやきょう雑物の問題であり、未処理下水がし尿を含むことにより(水質事故のように)水域汚染を引き起こしたとして社会問題化したことはなく、報告書案の記述は不正確である。	指摘を踏まえ、オイルボールに代表されるゴミや夾雑物が海辺に漂着し、社会問題化したことを記載。

章・節	主な意見・提案	対応方針
3-3(1)	流域一体となった水質改善を推進するためには、陸域負荷対策に加えて、内部生産・外海・降雨といった陸域以外の要因対策も重要。従って、まず、閉鎖性水域全体における窒素・磷の水質に対して陸域負荷・外海負荷・内部生産負荷・降雨負荷がそれぞれどのくらい寄与しているか提示・把握した上で、役割分担について検討すべき。	3-3(1)において、水域も含めた流域全体の現状分析及び将来予測の必要性について記載
3-3 図-12	環境省がメンバーに入っていない。	調整会議のメンバーを明記し、その中に環境省を入れる。
3-3 図-12	調整会議に湖沼や海域の水質に関する分科会を設ける。水質保全計画と流総計画の整合性を図り、業務の無駄を省く意味で湖沼等の水質を議論する分科会を設けるべきである。	指摘を踏まえ、水質汚濁メカニズム、水質予測、水質モニタリング等に関する事項を取り扱う水質汚濁解析分科会(仮称)を追加。
3-4(2)	「病原性微生物の流出による人の健康への影響が頻繁に発生することが懸念される。」との記載があるが、表現が強すぎる。合流式下水道の改善を行っても、未処理下水の放流はゼロにはならない。一般的な市民感覚からすれば、未処理下水の放流によって「頻繁」に健康への影響があるのであれば、合流式下水道は改善ではなく廃止(全て分流化)すべきではないかとの意見が出されるのではないかと思われる。	指摘を踏まえ修正
4-5	物質循環に関する記述はN,Pに関することであるので、栄養塩の循環と記載すべき。物質循環というと大げさだが、記述は窒素、リンのことに限られる。	報告書では、必ずしも栄養塩のみでなく、水に含まれるその他の物質の循環についても配慮することを述べているため、原案のままとする。
4-5	再生水の利用可能なコストを考えた場合、再生水のコストは上水以下であることが前提条件となる。このようなコスト面の制約から再生水の供給可能範囲は、下水処理場の半径2km程度といわれている。従って下水処理場からの再生水の利用を進めるためには、流域内の再生水利用ニーズを把握した上で、分散型の下水処理場の立地を進める必要がある。	指摘を踏まえ、4-5(1)を加筆修正。
全体	幅広く奥深い下水道政策全般の中から流域管理に関わる事項をとりまとめられているが、それぞれの重要度、優先度が見えないので、切実感が乏しくなるおそれがないか。	優先度に関しては、3-2、4-2の整備の重点化において記載している。なお、施策間の優先度については地域の実情により異なるものと考えられ、一様に優先度をつけることは困難であると判断している。
全体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・報告書のタイトルは「流域管理のあり方」だが、本文では「健全化のありかた」について記載しているように見受けられる。</li> <li>・様々な課題について、制度、仕組み、取組、検討、目標、対応、重点化、連携、調整、推進、標準化などが、「必要」「あるべき」「重要」「しなければならない」と列記されており、これはこれで意義のあることだが、流域管理については、この報告書をもとにそれぞれの下水道事業管理者が独自に「適切な管理手法を検討しなければならない」という趣旨のようにみえる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「水・物質循環系を健全化するための方策＝流域管理のあり方」として整理しており、報告書では、可能な限り具体的な健全化方策について記載するよう努めた。</li> <li>・下水道管理者の認識を高めることも重要であると考えているが、指摘を踏まえ、2章において、流域管理に必要なアプローチ(＝関係主体が連携した取り組み)を進めるため、国レベルでの連携による取り組みの推進の重要性についても記載する。</li> </ul>
全体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・この報告書のなかで解法を示せなかった点について、「宿題一覧」として示し、「今後の課題」を明らかにすべきではないか。</li> <li>・この報告書のユニークな点を明らかにするために、特筆すべき点を改めて列記しておくべきではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指摘を踏まえ、「おわりに」において、今後の検討事項を記載。</li> <li>・特筆すべき事項は、流域管理に必要な共通の施策として2章に記載しているが、指摘を踏まえ、まとめにおいて関係者の連携・役割分担の重要性について再度記載。</li> </ul>